

保護者の皆様へ

尼崎市教育委員会

尼崎市立小・中・特別支援学校教職員の勤務時間適正化に向けた取組について

平素は、本市の学校運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、教育活動をより充実させるためには、教職員が子どもたちとしっかりと向き合う時間や授業の準備をする時間の確保等が求められています。

しかしながら、教職員の長時間勤務が全国的な課題となっており、本市では、校務支援システムの導入や定時退勤日の設定等を進め、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保と教職員の健康管理に努めているところです。

教育委員会といたしましては、子どもたちが健やかに成長するためには、教職員が授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上を図るとともに、健康で勤務することが必要であると考えております。

こうしたことから、これまでの取組の徹底を図るとともに、新たな取組として、電話の自動音声応答サービスを導入いたします。皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

「教職員の定時退勤日」の設定について

各校では、週1回以上の「定時退勤日」を設定して、完全実施に向けて取り組んでいます。

「ノ一部活デー」の設定について

中学校では、週当たり2日以上 of 休養日を設定します。長期休業中も学期中に準じます。
(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)

(新規) 勤務時間終了後における電話連絡について (ご理解・ご協力のお願い)

令和2年10月26日より尼崎市立小・中・特別支援学校において、教職員の勤務時間外では、電話の自動音声応答サービスを導入し、自動音声による対応といたします。
自動音声応答サービスの設定時間は、次のとおりです。

『平日』

小学校 概ね【午後6時～翌朝7時30分】*学校毎に設定時間は前後します
中学校 概ね【午後7時～翌朝7時30分】*学校毎に設定時間は前後します
特別支援学校 概ね【午後6時30分～翌朝7時30分】

『土日祝日』

小学校・中学校・特別支援学校 【終日】

なお、自動音声応答サービス設定時間内であっても、学校からご家庭等に連絡する場合もございます。あらかじめご了承ください。